

間伐の下限面積の補正

1 背景

- 区域計画の導入により、林班計画から区域計画への変更、林班計画間の統合など、計画の再編が進むことが想定。
- 現行制度では、森林の異動があった場合、認定基準となる間伐の下限面積は、計画の対象とする森林の異動が当該計画の始期にあったものとみなして適用。
- このため、区域計画の仕組みを活用して林班計画に区域内の森林を追加する場合等については、計画期間の途中で計画対象森林の増加に伴って間伐の下限面積が増加し、計画の達成が困難となるおそれ。

2 対応方針

- 計画期間の途中で計画対象森林を追加する場合において、間伐の下限面積を算出するときは、森林を追加する時点の計画期間の残期間を考慮。
- 具体的には、次の算式により算出し、間伐の下限面積を補正。

$$K + k \times t / 5$$

{

K : 計画対象森林を追加する前の間伐の下限面積

k : 追加する計画対象森林に相当する間伐の下限面積

t : 計画対象森林を追加する日を含む年を含めた計画期間の残年数

}

- なお、計画期間が異なる森林経営計画を統合する場合は、計画の終期が最も遅い計画（B計画）を変更して他の計画の対象森林（A計画）を取り込むこととし、間伐の下限面積の補正は行わないこととする。

